

浄化槽(10人槽以下)の11条検査が BOD検査主体の新しい方式になります

- 10人槽以下の合併処理浄化槽の11条検査は、平成18年1月からBOD(生物化学的酸素要求量)検査を主体とした新方式の検査になります。
- 新方式におけるBOD試料の採水その他の作業は、検査員に代わって嘱託採水員が行い、検査判定は検査員が実施します。ただし、準備の都合上、従来方式の検査を行う場合があります。
- 検査手数料は現行の6,000円から5,000円に引き下げられます。お支払は、従来どおり検査結果書、請求書を送付しますので同封の振込用紙でお振込願います。

検査手数料は、BOD分析、採水、試料搬送、事務管理等に要する経費でありますのでよく御理解願います。従来方式の検査で行われる場合でも検査手数料は、新検査手数料です。

BOD検査を主体とした新方式とは

水質・外観・書類からなる従来の11条検査を見直しBODを指標とする水質検査主体の検査を実施し基準値を超過したものだけを再検査として従来方式の検査を行う方法です。

- 1 検査実施対象は、戸建て住宅に設置されている10人槽以下の合併処理浄化槽で前年の検査結果が「適正」のものとしします。
- 2 BOD試料の採水その他の業務は、嘱託採水員(保守点検業者所属の浄化槽管理士で検査センターが実施する講習を受けた者)が代行します。
- 3 検査の判定は、BOD、残留塩素濃度の測定結果と保守点検・清掃記録等をもとに検査員が行います。
- 4 検査の結果が不適正の場合は直ちに従来方式による再検査(無料)を実施します。
- 5 この検査で適正の判定をされても、5年に1回従来方式の11条検査(全項目検査)を行います。

二つの検査方式の組み合わせで実施

★BOD検査中心とした検査



★従来方式(全項目検査)



*BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きで分解されているときに消費される酸素の量で、有機物の汚れが大きくなれば、それだけ酸素要求量が多くなるので、BODの数値が大きくなり、逆にきれいな水は小さくなります。

法定検査の依頼

- ①千葉県浄化槽検査センターに電話(043-246-6283)等で申し込みしてください。
又は、法定検査依頼書用紙(はがき)に必要事項を記入して依頼(投函)してください。
- ②保守点検業者を通じても申し込みますので、その旨申し出てください。